

公立大学法人尾道市立大学ホームページ運用要綱

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市立大学ホームページ委員会が広報活動の一環として、インターネット上に掲載する尾道市立大学公式ホームページ（以下「HP」という。）の円滑な運用に関し必要な事項を定める。

(HPの構成)

第2条 HP (<http://www.onomichi-u.ac.jp>) は、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の各組織及び個々の教職員、学生サークルなどが作成する各ページにより構成する。

(HPの企画及び内容)

第3条 HPの内容は、法人の内外への研究・教育に関する広報活動、入試情報・就職状況や各種サービスの提供を目的としたものとする。

2 HPには、次に掲げるコンテンツを掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反し、又はその恐れのあるもの。
- (2) 人権及びプライバシーを侵害し、又はその恐れのあるもの。
- (3) 個人又は団体を誹謗中傷し、又はその恐れのあるもの。
- (4) 営利を目的とするもの。
- (5) 著作権又は著作権を侵害し、又はその恐れのあるもの。
- (6) 前各号に係る情報源へのアクセス方法に関するもの。
- (7) その他法人の広報活動を推進するうえで不適切と認められるもの。

(HPの階層)

第4条 HPの階層及びその編集責任は、次のとおりとする。ただし、いずれの場合も指導教員がその内容に責任を持つ。

- (1) レベル1（法人全体の公式ページ） HP委員会が管理・運用し、編集責任を持つ。
- (2) レベル2（各種委員会、事務部局、センター等の公式ページ） 各組織が管理・運用し、編集責任を持つ。
- (3) レベル3（ゼミや学生サークル等のページ） 各組織が管理・運用し、編集責任を持つ。

(他のHPとのリンク)

第5条 前条に掲げた以外の団体又は個人がHPとのリンクを希望する場合は、当該ページの管理責任者や管理体制を明確にしたうえで、所定の様式により尾道市立大学ホームページ委員会に申し出るものとする。

(HPサーバーの設置等)

第6条 HPのサーバーは、情報処理研究センター内に設置する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、HPの運用に関し必要な事項は、尾道市立大学ホームページ委員会が別途定めるものとする。

付 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。